

東近江行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例

昭和47年4月15日
中部地域消防組合条例第20号

改正 昭和58年3月10日 条例第1号
平成3年3月1日 条例第5号
平成3年6月28日 条例第11号
平成6年3月14日 条例第11号
平成10年3月12日 条例第1号
平成11年3月11日 条例第2号
平成17年3月10日 条例第2号
令和元年12月27日 条例第6号
令和2年9月29日 条例第2号
令和3年3月17日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び東近江行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年中部地域消防組合条例第19号）の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(令元条例6第10条・一部改正)

2 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給するものとする。

(特殊勤務手当の種類)

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 火災防御手当
- (2) 救助出動手当
- (3) 救急出動手当
- (4) 火災原因調査手当
- (5) 隔日勤務手当
- (6) 救急救命士手当

(平17条例2・一部改正)

(特殊勤務手当の額)

第3条 特殊勤務手当の額は、次の各号に掲げる範囲で規則で定める額とする。

- (1) 月額で定めるものにあつては、6,000円以内
- (2) 日額で定めるものにあつては、500円以内
- (3) その他の単位をもって定めるものにあつては、1,000円以内

(特殊勤務手当の支給方法)

第4条 特殊勤務手当は、月の1日から末日までの期間について、その月の全額を翌月の給料の支給日に支給する。

2 特殊勤務手当が月額で定められているものについて、その勤務した日数が月のうち16日に満たないときは、給料の日割計算の例により支給額を決定するものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例)

第2条 職員が新型コロナウイルス感染症（原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）から住民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときは、特殊勤務手当を支給する。

(令3条例1・一部改正)

2 前項に規定する手当の額は、第3条第2号の規定にかかわらず、日額3,000円（新型コロナウイルス感染症患者等の身体に接触し、又は新型コロナウイルス感染症患者等に長時間にわたり接する業務その他管理者がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

3 第1項に規定する手当の範囲については、新型コロナウイルス感染症のり患者若しくは医師が行政検査の対象と判断した傷病者に対する救急業務に限定し支給する。

前項に規定する「新型コロナウイルス感染症患者等の身体に接触し、又は新型コロナウイルス感染症患者等に長時間にわたり接する業務」とは、「新型コロナウイルス感染症患者等からの体液又は排泄物等の遮へいが困難な処置を行った場合、又はおおむね1時間以上にわたり接する業務」とし、「日額」については「1回の勤

務」として取り扱う。

（令2条例2・一部改正）

付 則（昭和58年3月10日条例第1号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則（平成3年3月1日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成3年6月28日条例第11号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成3年7月1日から施行する。

付 則（平成6年3月14日条例第2号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

付 則（平成10年3月12日条例第1号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成11年3月11日条例第2号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成17年3月10日条例第2号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月27日条例第6号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月29日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、付則第2条の規定は、令和2年4月21日から適用する。

附 則（令和3年3月17日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、令和3年2月13日から適用する。